

「中小企業経営強化税制」のご案内

中小企業経営強化税制とは

中小企業経営強化税制とは、中小企業の設備投資による生産性向上を後押しする制度です。中小企業者が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づいて新たな設備を取得し、指定された事業にそれを利用すると、即時償却、または取得価格の最大10%の税額控除という優遇が受けられる税制です。JTAGテスト統合ソフトウェア JTAG ProVisionは、生産性向上設備（A類型）として情報サービス産業協会（JISA）に認定されました。

どのような優遇が受けられるか

それぞれ条件を満たした設備について、必要な書類を揃えて申請し、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画が認定された上で税金の申請をすると、法人税(個人事業主の場合は所得税)について、次のふたつのどちらかの優遇を選んで受けることができます。



投資金額を年度の経費に計上



法人税の税額を最大10%控除



300万円の構成だと100万円お得

どのような企業が対象か

対象となる企業は、資本金が1億円以下、1000人以下の法人が対象です。申請をするためには、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画が必要です。ただし、同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人、2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人などの「みなし大企業」は対象外となります。



資本金3,000万円以下の法人



資本金3,000万円以上1億円以下の法人



申請からご導入までの流れ

JTAGテストツールは、情報サービス産業協会より認定を取得しています。はじめに、お客様が中小企業経営強化税制を受ける対象となっているか、ご担当の税理士までお問い合わせください。対象となっている場合には、証明書の発行手続きをおこなってください。

「経営力向上計画の申請」手続きをはじめてください。業種を所轄する主務大臣に対して、経営力向上計画の認定申請します。認定を受けましたら「設備の取得」設備を取得してください。納税書類に、工業会証明書、計画申請及び計画認定書のコピーを添付して、税務申告します。



まずはお客様の税理士さんにご相談をお願いします

税理士と相談

経営力向上計画の申請

証明書の発行

設備の購入

税務申請

詳しくは、中小企業庁のページをご覧ください：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>